

独立行政法人国立健康・栄養研究所役員退職手当支給規程の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>（退職手当の額） 第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政 法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条の2第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>	<p>（退職手当の額） 第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政 法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の86.35の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条の2第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する 業績勘案率を乗じ、その額に100分の86.35の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>附 則（平成24年12月 日一部改正） 第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>第2条 第3条の規定の適用については、「100分86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の95.45」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の90.9」とする。</p>